

○生活訓練サービス費

基本部分	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (748単位) (2) 定員21人以上40人以下 (668単位) (3) 定員41人以上60人以下 (635単位) (4) 定員61人以上80人以下 (610単位) (5) 定員81人以上 (573単位)
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (255単位) (2) 1時間以上 (584単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)
ホ 共生型生活訓練サービス費	(665単位)
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	(665単位)

注	注	注	注
地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合は、又は生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合は、サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合は、	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100
×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき58単位を減算
			特別地域加算
			+15/100
			1日につき58単位を加算

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)
-------------	--

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)
----------	--

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

個別計画訓練支援加算	(1日につき19単位を加算)
------------	----------------

短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
--------	--

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
---------------	--

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)
----------	--

看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)
-------------	----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)
------	--

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
-------------------	--

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)
------------	-----------------

就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)
------------	---

注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算
注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)
---------------	---

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 二、ロについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
注4 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36/1,000)
------------------	--

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×26/1,000)